

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（第2条第10項に規定する個人のお客さまに限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、株式会社筑邦銀行（以下「当行」といいます。）に開設する非課税口座（法第37条の14第5項第2号および4号に規定されるものをいいます。以下同じ。）に関する事項を定めるものです。

- 2 お客さまが当行で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税累積投資契約」を締結されるには、あらかじめ当行とのあいだで「投資信託累積投資約款」「投資信託自動積立サービス規定」を締結いただくことが必要です。
- 3 お客さまと当行の間における非課税口座における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令及びこの約款に定めがある場合を除き、他の約款・規定等の定めによるものとします。

第2条（非課税口座開設届出書等の提出等）

お客さまが特例の適用を受けるためには、当行が別に定める期限までに、当行に対して法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書（すでに他の金融商品取引業者等において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」および「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、すでに当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第24項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定、累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

- 2 非課税口座開設届出書について、同一の勘定設定期間内に当行または他の金融商品取引業者等に重複して提出することはできません。
- 3 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。
- 4 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
 - ① 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき
 - ② 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
- 5 お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。
- 6 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
- 7 お客さまが当行に提出された「非課税口座開設届出書」が、法第 37 条の 14 第 7 項第 2 号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができないものに該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客さまが開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。
- 8 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の 1 月 1 日において満 20 歳以上である居住者（法第 2 条第 1 項第 1 号の 2 に規定する者をいいます。以下同じ。）または国内に恒久的施設を有する非居住者（法第 2 条第 1 項第 1 号の 2 に規定する者をいいます。以下同じ。）のお客さまに限られます。

第 3 条（非課税管理勘定の設定）

お客さまが特例の適用を受けるための非課税管理勘定は（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

- 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年 1 月 1 日（「非課税口座開設届出書」が年

の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、当行が税務署より非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定を設けることができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設けようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第3条の2（累積投資勘定の設定）

お客さまが特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

- 2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）、において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、当行が税務署より非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定を設けることができる旨等の提供があった日（当該累積投資勘定を設けようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第4条（非課税管理勘定および累積投資勘定における処理）

非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。

- 2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において、処理します。

第5条（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客さまの非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り）のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、

当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額) を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座(法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。)に設けられた未成年者非課税管理勘定(同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。)をいいます。以下、この条において同じ。)から施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

第5条の2(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客さまの非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成がなされるものとして施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、)のみを受け入れます。

① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの

② 施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号において規定する上場株式等。

2 第1項の規定に基づき、つみたてNISAにより累積投資勘定に受け入れる公募株式投資信託のお取引については、販売および解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理手数料はいただきません。

3 お客さまが当行において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた上場株式等について、その上場株式等に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、または内閣府公示第540号第5条に規定する「対象商品廃止等届出書」が提出されたことで、当行の「投資信託累積投資約款」「投資信託自動積立サービス規定」によりお客さまが取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該上場株式等については、当該告示第5条第1項各号に該当

することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

第6条（譲渡の方法）

お客さまは、非課税管理勘定または累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うものとします。

第7条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロおよび第2号に規定する移管に係るもの、施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知します。

- 2 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知します。

第8条（非課税管理勘定終了時の取扱い）

この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過した日において終了します（第2条第6項又は施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。

- 2 前項の終了の時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
 - ① お客さまから当行所定の期限までに当行に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合は非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管。
 - ② お客さまから当行所定の期限までに当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する

書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合は一般口座への移管。

③ 前各号に掲げる場合以外の場合は特定口座への移管。

第8条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）

この約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は、当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過した日において終了します（但し第2条第6項または施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。）。

2 前項の終了時点で、累積投資勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

① お客さまが当行に特定口座を開設している場合で、お客さまから当行に対して施行令第25の13第20項において準用する同条第8項第2号に規定する書類の提出があった場合は一般口座への移管。

② 前号に掲げる場合以外の場合は特定口座への移管。

第9条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）

当行はお客さまから提出を受けた「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に法令で定める方法で確認いたします。

① 当行がお客さまから施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所

② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受け入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第10条（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き）

お客さまが、当行に開設した非課税口座にその翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に当行に対して所定の書類を提出していただく必要があります。

- 2 お客さまが、当行に開設した非課税口座にその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当行が別に定める期限までに、所定の書類を提出していただく必要があります。
- 3 2024年1月1日以後、お客さまが当行に開設した非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して所定の書類を提出していただく必要があります。

第11条（非課税口座での取引である旨のお申し出）

お客さまが非課税管理勘定に係る受入期間内に、当行での募集の取扱いにより、取得をした上場株式等を当該非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、当行に対して非課税管理勘定での取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。

- 2 前項の規定により、当該非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合には、当該120万円を超える部分の上場株式等については、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。
- 3 お客さまが非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有されている場合には、非課税口座でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。

なお、お客さまが当行の非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡される場合において、当該上場株式等と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定に受け入れられている場合には、原則として先に受け入れられたものから譲渡することとさせていただきます。

- 4 お客さまが累積投資勘定に係る受入期間内に、当行との累積投資契約により取得する上場株式等については、当該契約に係る申込を行う際に、当行に対して累積投資勘定での取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない場合は契約を受け入れることができません。
- 5 前項に際し、当該累積投資勘定で累積投資契約を締結するにおいて、その累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れようとする上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。）の合計額が40万円を超える契約を締結することはできません。

なお、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が意図せず40万円を超える場合にのみ、当該40万円を超える部分の上場株式等については、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。

第12条（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取り扱い）

お客さまが当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複開設であることが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、特定口座開設済みの場合は速やかに特定口座への移管を行うものとします。

第 1 3 条（非課税口座の廃止）

この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解約され、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。

- ① お客さまが当行に対して法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」をご提出された場合 当該提出日
- ② お客さまが当行に対して法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める「出国届出書」をご提出された場合 出国日までの間で当行が定める日
- ③ 非課税口座を開設しているお客さまが、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 法第 37 条の 14 第 26 項により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日

第 1 4 条（届出事項の変更）

「非課税口座開設届出書」の提出後に、当行にお届出いただいた氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客さまは遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。）により当行にお届出いただくこととします。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客さまには「個人番号カード」等および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認させていただきます。

- 2 非課税口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第 25 条の 13 の 2 第 2 項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当行に提出いただくものとします。

第 1 5 条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、第 1 条第 2 項の規定によるほか、法、地方税法、関係政省令、諸規則等にしがって取り扱うものとします。

第16条（免責事項）

お客さまが第14条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

第17条（合意管轄）

お客さまと当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第18条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規程のないよう並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以 上

附 則

この約款は、2021年4月1日より適用します。